

沐浴や授乳など…  
ゆっくり育児方法を  
教えてほしい

乳房が張ってる…  
どうしたらいいかな



産後の体調が  
不安定…

赤ちゃんの  
発育・発達について  
相談したいな…

出産後、上記のような不調や不安を抱える方や心身を休めたいと感じている方が  
安心して子育てができるよう、助産師による心身のケアや育児のサポートを行います。

## 対象者

久山町に住民票がある産後1年未満のお母さん・お子さん

※早産児の場合は出生予定日より1年未満 ※医療行為が必要な方は利用できません。

## 利用内容

### ●からだのサポート

- ・お母さんの体調管理
- ・乳房に関する相談



### ●こころのサポート

- ・お母さんの  
こころの休養など



### ●育児のサポート

- ・沐浴や授乳の指導
- ・発育発達の助言



## 利用項目・自己負担額・利用回数

要事前申請 ○妊娠中から申請できます ○詳しくは裏面をご確認ください

利用項目	対象世帯	自己負担額 (1日あたり)	多胎児加算 (1人1日にあたり)	利用 日数
① 宿泊型 産後ケア施設での宿泊  (利用時間は施設ごとに 異なります)	町民税課税世帯	3,000円	1,500円	最大 7日間  組み 合わせ 自由
	生活保護世帯・ 町民税非課税世帯	0円	0円	
② 通所型 産後ケア施設での日帰り  (利用時間は施設ごとに 異なります)	町民課税世帯	2,000円	1,000円	
	生活保護世帯・ 町民税非課税世帯	0円	0円	
③ 居宅訪問型 助産師の利用者宅訪問  (2時間程度/日)	町民税課税世帯	1,000円	0円	
	生活保護世帯・ 町民税非課税世帯	0円	0円	
④ 母乳育児相談型 指定助産院での相談  (1時間程度/日)	町民税課税世帯	0円	0円	
	生活保護世帯・ 町民税非課税世帯	0円	0円	

※宿泊型の自己負担額

町民税課税世帯1泊2日6,000円(2日間利用)・2泊3日9,000円(3日間利用)となります。

## 申請から利用までの流れ

- 以下の契約医療機関等を利用する方は（A）、契約医療機関等以外を利用する方は（B）に沿って申請してください。
- 契約医療機関等の種類：①宿泊 ②通所 ③居宅訪問 ④母乳育児相談 ※出産施設以外でも利用可能です。

利用種類	乳児の対象月齢	施設名（A）	住所	電話番号
①・②	4か月まで	真田産婦人科麻酔科クリニック 産後ケアセンター マリィのおうち	福岡市東区千早6-6-16	092-681-0178
①・②	4か月まで	青葉レディースクリニック	福岡市東区若宮5-18-21	092-663-8103
①・②	4か月まで ※寝返りできる乳児不可	筑紫クリニック	志免町志免中央3-1-30	092-936-3939
②	4か月まで	ゆいレディースクリニック	粕屋町原町5-12-1	092-939-3517
①・②	4か月まで	権丈産婦人科医院	志免町志免3-2-14	092-935-0505
③・④	1歳未満	はる助産院	久山町大字久原933-1-2	070-4735-1108

### （A）利用

#### （A）契約医療機関等を利用する方

##### （1）利用申請

- 【申請に必要な物】 ・久山町産後ケア事業利用申請書 ・母子健康手帳  
・本人確認書類 ・生活保護世帯の方…生活保護受給者証
- 【申請先】 ヘルスC&Cセンター  
【申請期限】 原則、利用希望1週間前  
※該当年度1月1日以降に転入された方 事前にヘルスC&Cセンターへお問い合わせください。

##### （2）利用決定

- 町が利用を審査・決定した後に以下の書類をお渡しします。  
事業利用時に使用するので大切に保管してください。
- ・「久山町産後ケア事業利用承認通知書」
  - ・「久山町産後ケア事業利用票」

##### （3）利用予約

- 利用希望施設に直接予約をしてください。  
※状況により希望日に利用できないことがあります。  
※準備物等の詳細は直接施設へお問い合わせください。  
※キャンセル・変更をする場合はすみやかに施設へ連絡をお願いします。  
※キャンセル料が発生する場合がありますので、施設へ確認をお願いします。

##### （4）利用当日

- ①町発行の「久山町産後ケア事業利用承認通知書」・「久山町産後ケア事業利用票」・母子健康手帳を利用施設に提示してください。
- ②施設でサービスを受けます。
- ③自己負担額（表面参照）を支払ってください。

（B）契約医療機関等以外を利用

#### （B）契約医療機関等以外を利用する方

##### （1）利用予約

利用を希望する施設に直接連絡し、予約をしてください。※詳細は直接施設へお問い合わせください。

##### （2）利用当日

- ①施設でサービスを受けます。
- ②サービス料を支払ってください。

##### （3）助成申請

- 【申請に必要な物】 ・久山町産後ケア事業助成金交付申請書兼請求書 ・領収書の写し  
・産後ケアの利用が確認できるもの（母子健康手帳等） ・本人確認書類  
・振込口座が確認できるものの写し
- 【助成額上限】 町ホームページをご確認ください。【申請先】 ヘルスC&Cセンター  
【申請期限】 最終利用日から1年以内

##### 【申請先・お問い合わせ先】

久山町ヘルスC&Cセンター（役場健康課 こそだテラスlittle）  
久山町大字久原1822-1 TEL:092-976-3377 FAX:092-976-3378